

## 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)(抄)

### (目的)

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

### (都道府県計画)

#### 第7条

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

9 第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

### (市町村計画)

#### 第8条

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

### (土地利用基本計画)

#### 第9条

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

14 第10項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

### (審議会等)

第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 国土調査法(昭和26年法律第180号)(抄)

### (審議会等の調査審議)

第15条 都道府県知事は、その管轄区域内において国土調査が実施される場合においては、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第1項に規定する審議会等に対し、当該国土調査に関する重要事項について調査審議を求めることができる。